

ガソリンを購入される皆様へ

ガソリンの容器による詰替え 販売時の確認について法制化

令和元年 7 月に京都府京都市伏見区で発生したガソリンに起因する爆発火災を受け、令和 2 年 2 月 1 日からガソリンの容器詰め替え販売時に以下のことが義務化されましたので、ガソリンスタンドなどで購入する際に確認されます。

- 1 購入者に対する本人確認 ※1 ※2
- 2 購入したガソリンの使用目的の確認
- 3 販売記録の作成

※1 本人確認を行うことのできる書類（例）
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等

※2 本人確認の提示を省略できる場合
(1) ガソリンスタンドの会員証等で本人確認ができる場合
(2) 既に本人確認を行っている場合
(3) 継続的な取引がある場合



(問い合わせ先)
有明広域行政事務組合消防本部
予防課予防係
0968-73-5273